

重要事項説明書

ご利用者に対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令に基づいて、当事業者がご利用者に説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業所の概要

事業所名	シティケアセンター長住
所在地	福岡市南区長住3丁目7番1号
事業者指定番号	福岡県 4071300208号
管理者・連絡先	大沼 善隆 092-554-0303
サービス提供地域	福岡市全域

2 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	管理業務	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	2名以上

3 営業時間

区分	平日	土曜日	休祭日
営業時間	9:00～18:00	休日 (24時間連絡可)	休日 (24時間連絡可)

(注) 年末年始(12/30～1/3)は「休祭日」の扱いとなります。

4 当事業所のサービス方針について

当事業所は、在宅生活を基本とし、在宅の要介護者等の依頼を受け、当該居宅サービス計画に基づくサービスが確保されるよう連絡調整その他の便宜の供与を行うとともに、お客様であるご利用者の自己実現に向けて最大限の支援活動を行います。

5 担当の介護支援専門員等

(1) 担当する居宅介護支援専門員(ケアマネジャー)は、次の通りです。サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもご連絡下さい。

(2) 担当する居宅介護支援専門員を事業所側の事情により変更する場合には、あらかじめご利用者と協議します。

居宅介護支援専門員 氏名 大沼 善隆 氏名 有吉 修平
氏名 永松 耕造 連絡先(電話) 092-554-0303

6 料 金

- (1) 居宅介護支援利用料は要介護度に応じ介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたり以下の金額となります。(全額保険給付)

要介護1, 2	11,309円
要介護3, 4, 5	14,691円

- (2) 以下の場合は加算料金をいただきます。(全額保険給付)

初回加算	適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回(新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合)に算定。	3,210円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所に訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して、入院後3日以内に当該利用者に係る必要な情報を提供している場合に算定。	2,140円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に訪問し、当該病院又は診療所の職員に対して、入院後7日以内に当該利用者に係る必要な情報を提供している場合に算定。	1,070円
退院・退所加算	病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型老人福祉施設若しくは介護保健施設に入所していた者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の職員と面談を行ない、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合には、入院又は入所期間中につき3回を限度として加算。	◆カンファレンス参加無の場合 連携1回(4,815円) 連携2回(6,420円) ◆カンファレンス参加有の場合 連携1回(6,420円) 連携2回(8,025円) 連携3回(9,630円)
ターミナルケアマネジメント加算	末期の悪性腫瘍の方に対し、24時間連絡が取れる体制を確保し、利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施した場合。また、訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等及びケアプランに位置づけた居宅サービス事業者へ提供した場合。	4,280円
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	居宅介護支援を受けていた利用者が居宅サービスから小規模多機能型居宅介護の利用へと移行する際に、小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行なうことにより小規模多機能型居宅介護における居宅サービス計画の作成に協力を行なった場合。	3,210円

看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	利用者が指定複合型サービスの利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定複合型サービスを提供する事業所に提供し、当該指定複合型サービス事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合。	3, 210円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行ない、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。	2, 140円
特定事業所加算 (Ⅰ)～(Ⅲ)	公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること。常勤且つ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が基準に沿って配置されどのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている場合。	(Ⅰ) 5,350円 (Ⅱ) 4,280円 (Ⅲ) 3,210円

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合はいったん上記の金額の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、市町村（保険者）の窓口に出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

7 秘密の保持

- (1) 当事業所は、業務上知り得たご利用者及びその家族に対する秘密及び個人情報については、ご利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) 「個人情報の使用に係る同意書」によりご利用者、ご家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、利用目的の範囲内で個人情報を取得、使用及び第三者に提供できるものとします。

8 介護サービス記録のご利用者への開示

- (1) 当事業所は、一定期間ごとに居宅サービス計画（ケアプラン）に記載したサービス提供の目標等の達成状況等を評価し（モニタリング表）、その結果を「居宅介護支援経過」等の書面に記録します。
- (2) 事業所は、「居宅サービス計画」「居宅介護支援経過」等の記録をご利用終了後5年間は適正に保存し、ご利用者、ご家族の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

※白黒A4 1枚10円

9 サービス利用料及びご利用者負担

- (1) 居宅介護支援については、ご利用者の負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要となります。

10 苦情等申立先

当施設ご利用 相談室	窓口担当者 マネージャー 大沼 善隆 解決責任者 施設長 大林 賢士 ご利用時間 24時間 ご利用方法 電話 (092) 554-0294 ファックス (092) 554-0295 意見箱 (ギャラリーホールに設置)
法人設置の 第三者委員	<ul style="list-style-type: none"> ・和智 公一 (和智法律事務所・弁護士) 092-751-3448 ・末永 須磨子 (民生委員・児童委員) 092-541-3030 ・宮里 幸子 (民生委員・児童委員) 092-542-8469

※第三者委員は、苦情に対する社会性、客観性を担保することをもって、法人の信頼や適正化の確保を図ることを目的として設置しています。

○ 次の公的機関においても、苦情の申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口	対応時間各区共通 9:00~17:00 (月~金)
南区保健福祉センター 福祉・介護保険課	所在地 福岡市南区塩原3丁目25番3号 電話番号 092-559-5127
城南区保健福祉センター 福祉・介護保険課	所在地 福岡市城南区鳥飼6丁目1-1 電話番号 092-833-4102
早良区保健福祉センター 福祉・介護保険課	所在地 福岡市早良区百道2丁目1-1 電話番号 092-833-4352
博多区保健福祉センター 福祉・介護保険課	所在地 福岡市博多区博多駅前2丁目19-24 電話番号 092-419-1078
西区保健福祉センター 福祉・介護保険課	所在地 福岡市西区内浜1丁目4-1 電話番号 092-895-7063
中央区保健福祉センター 福祉・介護保険課	所在地 福岡市中央区大名2丁目5-31 電話番号 092-718-1145
東区保健福祉センター 福祉・介護保険課	所在地 福岡市東区箱崎2丁目54-1 電話番号 092-645-1071

福岡県国民健康保険団体連 合会 (国保連)	所在地 福岡市博多区吉塚本町13-47 電話番号 092-642-7800 (代表) FAX番号 092-642-7853 利用時間 9:00~17:00 (月~金)
福岡県社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談 窓口	所在地 春日市原町3丁目1番7号 クローバープラザ内 電話番号 092-915-3511 FAX番号 092-584-3354 利用時間 9:00~17:00 (火~日)

11 虐待の防止について

当事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 委員会の設置、研修等を通じて、職員のご利用者に対する人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) サービス提供中に当事業所職員、サービス提供事業所職員又は養護者（ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報します。
- (4) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

○高齢者虐待に関する行政の相談窓口

福岡市保健福祉局 高齢社会部 事業者指導課	所在地	福岡市中央区天神1丁目8番1号
	電話番号	092-711-4319
	FAX番号	092-726-3328
	利用時間	9:00～17:00（月～金）